

V. 法人番号への対応について

V-1. 法人番号の紐付け状況（JASTPRO）

1. JASTPROコードとの紐付け状況

日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）では、平成28年3月からJASTPROコードを所有する法人に対して、郵送による「法人番号紐付け登録のご案内」を開始し、約半年で全ての法人に対する案内を終えています。当該案内の結果、平成29年2月28日時点における法人番号との紐付けの状況は以下のとおりとなっています。

- ・対象件数 92,016件
- ・紐付け件数 60,195件（全体の66%の紐付けが完了）

※ JASTPROでは紐付け未完了の法人に対して、本年1月から改めてご案内を送付しており、回答があった分については引続き法人番号との紐付けの作業を行っています。

JASTPROにおける紐付け方法

- （1）原則、JASTPRO指定の様式に必要事項を記入いただき、法人番号通知書又はこれに代わる書類を貼り付け、FAXにてJASTPROに返送します。JASTPROではOCRでFAXの内容をシステムに取り込みJASTPROコードで法人番号を紐付けを行います。
- （2）原則、JASTPROコード枝番と法人番号枝番は同一とします（同一法人で複数のJASTPROコードがある場合は、枝番が変更されます。）。

V-2. 法人番号の紐付け状況（税関発給コード）

2. 税関発給コードとの紐付け状況

税関において税関発給コード所有の法人に対して法人番号を調査し、対象となる法人に係る法人番号はすべて入手済みとなっています。税関発給コードと法人番号との紐付け状況は以下のとおりとなっています（平成29年2月28日時点）。

- ・全者数 29,654件（個人、海外法人を含む税関発給コードの発給数）
- ・法人数 26,993件（法人番号紐付け対象の法人数）
（うち J A S T P R Oコード保有者数 約750件）
- ・紐付け数 26,284件（全体の97%の紐付けが完了）

税関における紐付け方法

- （1）税関発給コードを発給する際に提出された登記簿から法人番号を取得し税関で紐付けし、必要に応じて直接対象法人に電話等で確認しています。
- （2）個人でも法人番号を取得している者があるため、個人に対しても現在調査を実施しています。
- （3）法人番号枝番は、原則税関発給コード枝番と同一とします。ただし、J A S T P R Oコードと税関発給コードを同時に所有する法人の場合は、税関発給コードに紐づく法人番号枝番を「9000」とします。

V-3. 第6次NACCS更改後の税関発給コードについて

3. 税関発給コードについては、第6次NACCS更改後においても法人番号を保持しない個人等に対してのみ引続き発給されますが、番号体系が17桁に変更となります。

第6次NACCS更改後の税関発給コード体系（コードの先頭が「C」で17桁）：C000010000ZZ1-0000（例）

なお、既存の個人等に対して発給しているコードについても第6次NACCS更改後は、17桁に変更となります。

現行コード体系（12桁）	次期コード体系
10000ZZ3-0000	C000010000ZZ3-0000

なお、既存コードを8桁又は12桁での入力はこれまでどおり可能ですが、輸出・輸入事項登録業務（EDA及びIDA等）を実施した際の入力控には、システムで変換した17桁のコードが輸出入者コード欄に出力され、第6次NACCSの新規項目である「EDA：輸出者（入力）」「IDA：輸入者（入力）」欄には参考情報として既存コードが12桁で出力されます。

(入力控画面)

現行の税関発給コード8桁又は12桁を入力。
10000ZZ3-0000（12桁）
10000ZZ3（8桁）

変換された17桁のコードが出力されます。

入力したコードの12桁が出力されます。

V-4. 輸出入者コードとの紐付け時の法人番号枝番の付与方法（1）

4. JASTPROコード及び税関発給コードとの具体的な紐付け方法は以下のとおりです。

(1) JASTPROコードのみ保持する場合

① JASTPROコードの枝番と同一の枝番を法人番号に付与し紐付けます。

(例1 支店がない場合)

項番	JASTPROコード		紐付けされた法人番号
1	P0012345-0000	↔	1234567890123-0000

(例2 支店がある場合)

項番	用途	JASTPROコード		紐付けされた法人番号
1	本社	P0012345-0000	↔	1234567890123-0000
2	支店1	P0012345-0001		1234567890123-000 <u>1</u>
3	支店2	P0012345-0002		1234567890123-000 <u>2</u>
		↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">支店コードが10個以上ある場合</div>	
4	支店10	P0012345-0010		1234567890123-00 <u>10</u>
5	支店11	P0012345-0011		1234567890123-00 <u>11</u>

V-5. 輸出入者コードとの紐付け時の法人番号枝番の付与方法（2）

(2) 税関発給コードのみ保持する場合

① 税関発給コードの枝番と同一の枝番を法人番号に付与します。

(例1. 支店がない場合)

項番	税関発給コード		紐付けされた法人番号
1	10000123-0000	↔	1234567894321-0000

(例2. 支店がある場合)

項番	用途	税関発給コード		紐付けされた法人番号
1	本社	10000123-0000	↔	1234567894321-0000
2	支店1	10000123-0001		1234567894321-000 <u>1</u>
3	支店2	10000123-0002		1234567894321-000 <u>2</u>

② 税関発給コード及びJASTPROコード両方を所有している場合。

JASTPROコードに紐付ける法人番号の枝番は、JASTPROコードと同様とし、税関発給コードに紐付ける法人番号の枝番は、先頭1桁目に「9」を付与します。

(例)

コード			紐付けされた法人番号
JASTPROコード	P0012345-0000	↔	1234567890123- <u>0</u> 000
税関発給コード	10000100-0000		1234567890123- <u>9</u> 000

V-6. 法人番号の紐づけ状況の公表について

5. 法人番号の公表について

JASTPROコード及び税関発給コードと紐付いた法人番号については、総合運転試験前までに利用者専用の次期NACCS掲示板の業務コード集に掲載いたします。なお、掲載形式としては、下図のとおり、現在の輸出入者コード集のJASTPROコード欄又は税関発給コード欄の横に法人番号欄を追加します。

【JASTPROコード】

輸出入者コード	法人番号	英会社名	郵便番号	英文住所	都道府県	英文住所	市区町村	英文住所	地域名	番地	英文住所	ビル名ほか	電話番号	和文会社名	和文住所	都道府県	和文住所	市区町村	和文住所	地域名	番地	和文住所	ビル名ほか
PO0123450000	12345678901230000	NACCS SHOUJI CO. LTD.	1081111	TOKYO TO	MINATO KU	KONAN 10-10-10	NACCS BLDG	312345678	ナックス商事株	東京都	港区	港南10-10-10	ナックスビル										

【税関発給コード】

税関輸出入者コード	法人番号	JASTPRO番号	法人名(和文)	法人名(欧文)	郵便番号	都道府県(和文)	市区町村(和文)	町域名	番地(和文)	ビル名等(和文)	都道府県(欧文)	市区町村(欧文)	町域名	番地(欧文)	ビル名等(欧文)	代理申請会社名
12345AAA0000	12345678901230000		ナックス商事株式会社	NACCS SHOUJI CO.LTD.	1081111	東京都	港区	港南10-10-10	ナックスビル	TOKYO TO	MINATO KU	KONAN 10-10-10	NACCS BLDG			

6. JASTPROコードと法人番号の紐づけ登録のお願い

引続きJASTPROコードと法人番号の紐づけ登録にご協力をお願いいたします。当該登録を行わないと第6次NACCSにおいて以下のNACCSにおける便利機能がご利用になれませんのでご注意ください。

- ・EDAやIDA等における英文での社名・住所の自動補完機能
- ・包括保険
- ・リアルタイム口座
- ・NACCSを利用している輸出入者への許可書等の配信機能

次に本年1月からJASTPROから、再度、法人番号との紐付けがされていないコード保持者宛てに送付している案内状を参考として掲載していますが、当該案内状が送付されている輸出入者様は早急に手続きを進めていただきますようお願いいたします。また、通関業者様等におかれましては、JASTPROコードと法人番号との紐付けが完了していないお取引のある輸出入者様がいる場合には、法人番号との紐付け登録を推奨いたしますようお願いいたします。



【参考】JASTPROコードと法人番号の紐付け登録のお願い

<JASTPROから発送された再度の紐付け登録案内状>

法人番号登録手続き未済の皆様へ
一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会

先に、同封案内書の通り「法人番号との紐付け登録案内」をさせて頂いたところですが、**御社**の日本輸出入者標準コードと法人番号（法人マイナンバー）とは紐付け登録**未済の状態**となっております。
このままですと、折角日本輸出入者標準コードをご登録頂いていても、平成29年10月以降は輸出入申告手続の際に、**通関処理が円滑に進まない恐れ**があります。つきましては、**速やかに紐付け登録手続**を頂きますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせにつきましては、内容により照会先が異なりますので、下記を参考の上、ホームページをご覧ください。ととも、該当する照会先へお願いします。

日本輸出入者標準コードと法人番号との紐付けの趣旨・目的に関するご照会

○「JASTPROコードをお持ちの輸出入者（荷主）の皆様へのお願い」
(<http://www.naccscenter.com/system/etcdoc/dai6jikanren/j-code.html>) をご覧ください。

○ 照会先：輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンターヘルプデスク）
TEL：044-520-6270

日本輸出入者標準コードと法人番号との紐付け作業等に関する技術的なご照会

・申請書の記入方法、法人番号指定通知書の貼付方法、FAX送信確認等について
○（一財）日本貿易関係手続簡易化協会（コードセンター）
TEL：03-3555-6076

法人番号及び法人番号指定通知書に関するご照会

○「国税庁法人番号公表サイト」
(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で法人番号の検索閲覧及び印刷ができます。
ご不明な点は、同サイトの「よくある質問」をご覧ください。

○ 照会先：国税庁法人番号管理室 TEL：0120-053-161（フリーダイヤル）

